

2013.11.25

出版関連小委員会における主な論点についての意見

一般社団法人 日本書籍出版協会

1. 出版界が「紙と電子一体型」を標準とする出版権を求める理由

われわれ出版界は、出版実務および制度効果の観点から、紙と電子が一体となった出版権制度が創設されるべきだと考えます。その際「紙と電子一体型」を標準とする出版権制度になったとしても、著作者の意向によっては、紙と電子を別々に弾力的に運用できる仕組みが内包されることが適當だと考えます。

「出版」とは、紙と電子を問わず著作物を世に広く伝達する行為であり、出版者は、本や雑誌の企画から編集、制作、宣伝、販売という一連の「出版を引き受ける者」として、より開かれた豊かな日本の出版文化を盛り立て、もって社会的責務を全うすべく努力を行っております。この一連のプロセスの成果物が伝達物としての出版物なのです。その意味で、出版者の社会的役割は、今や紙と電子を分けて考えることができません。

また、現実の出版ビジネスに於いては、電子出版の97%が紙と同一の出版者によって出版されており、そうした実態に則してみても、「出版権」は紙・電子を一体として規定したものであることが極めて重要であると考えます。

2. 出版権の再許諾について

出版権の再許諾については、出版者・著作者の間で誤解や意見対立を招く恐れがあるので、出版界としても慎重に対処するべきだと考えてきました。結論としては、「原則不可、ただし著作権者の承諾を得た場合のみ可」とする制度設計を支持します。

3. 海賊版対策に有効な制度設計の必要性について

現在の著作権法の下では、紙の本や雑誌をスキャンしたデジタル海賊版による著作権侵害に対しては著作権者のみが対抗でき、出版者には対抗する法的根拠が与えられていません。従って、雑誌を含めできるだけ幅広い出版物に関して、

実務的に有効な海賊版対抗策を出版者自らがとれるような法改正を強く望みます。

仮に1. で述べたように紙と電子が一体となった形での出版権制度が創設されたとしても、出版権の設定行為が著作権者の意思に基づくものであり、一方で電子化を望まない著作権者が存在している以上、紙の出版物から作られる電子の海賊版に対して出版権が行使できない場合が出てくることを否定できません。この意味で、中間まとめにおいて言及されている「みなし侵害」規定の導入は、非常に重要な論点であると考えています。深刻な紙の本や雑誌の違法アップロードが横行している現状を開拓するためには、「みなし侵害」、あるいはそれに代わるだけの効力を持つ法的施策が不可欠です。

こうした現状に対して実効的な海賊版対策を実施することは、電子書籍の利活用の促進と並んで、平成22年の「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」以降の議論の主要な論点であったはずです。そして、海賊版対策を効果的に行なうことが電子書籍の普及促進にとっての前提であることについては、異論のないところであると認識しています。そのような制度設計の検討こそが、本来、当小委員会において「出版者への権利付与」の議論が行われることになったひとつの機縁であり目的であったと考えております。

以上